

第3次さがみはら 男女共同参画プラン (案)

概要版

相模原市

計画の基本的な考え方

1 目的

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さがみはら男女共同参画推進条例（平成16年相模原市条例第1号。以下「条例」といいます。）第3条に定められた7つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の方向性と内容を明らかにし、本市が取り組む施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 基本理念

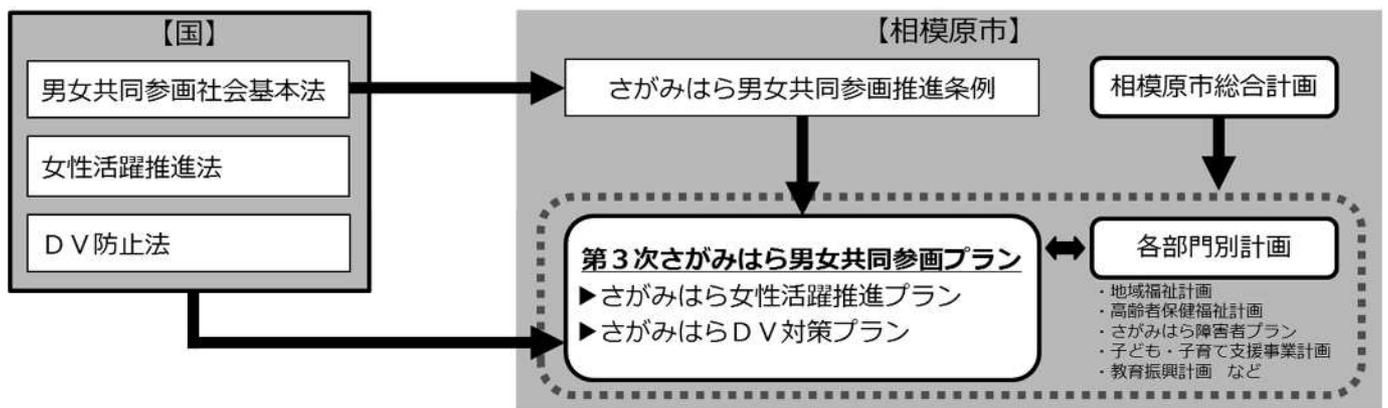
本計画は、条例第3条に掲げる7つの理念を基本理念とします。

- [1] 男女の人権の尊重
- [2] 政策・方針の立案及び決定への参画
- [3] 社会における制度又は慣行についての配慮
- [4] 教育における男女平等の推進
- [5] 家庭生活における活動と他の活動の両立
- [6] 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持
- [7] 国内及び国際社会における取組との協調

3 位置付け

本計画は、条例第10条に基づく基本計画であり、次の各法律に規定する計画を包含するものです。また、「相模原市総合計画」の部門別計画として策定します。

- [1] 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に規定する市町村男女共同参画計画
- [2] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」といいます。）に規定する市町村推進計画
- [3] 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」といいます。）に規定する市町村基本計画



4 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）と本計画の関連について

SDGsとは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールで構成されています。

本計画においては、男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた17のゴールのうち、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成に大きく寄与することが期待されます。



5 計画期間

令和2年度から令和9年度までの8年間とします。

6 基本方針

本計画では、条例第3条に掲げる基本理念に基づき、次の5つの基本方針を設定し、男女共同参画に関する施策を推進していきます。

あらゆる分野における男女共同参画の推進
男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現
男女共同参画の実現に向けた意識改革
働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援【さがみはらDV対策プラン】

7 重点項目

本計画では、男女共同参画を取りまく本市の現状と課題を踏まえ、特に重点的に取り組むべき内容を重点項目として設定します。

- [1] 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進・・・〔基本方針 〕
- [2] 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり・・・〔基本方針 〕
- [3] 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革・・・〔基本方針 〕
- [4] 男女がともに働きやすい環境づくり・・・〔基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン〕
- [5] 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
・・・〔基本方針 さがみはら女性活躍推進プラン〕
- [6] DVに関する相談及び保護体制の充実・・・〔基本方針 さがみはらDV対策プラン〕

8 計画の体系

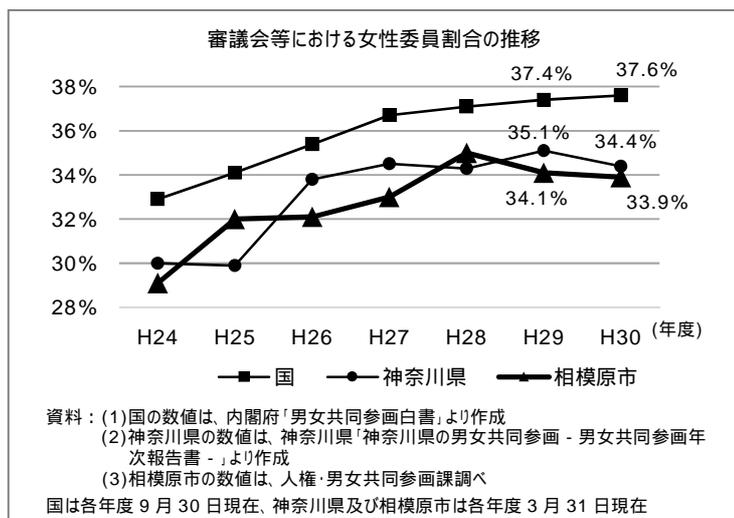
基本方針	施策の基本方向	施策
あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進 【重点】	政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大 男女の地域活動・市民活動への参画促進 消防防災分野への女性の参画の拡大
男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現	2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり 【重点】	ひとり親家庭の生活安定と自立支援 高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援 市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり 性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進
	3 生涯を通じた健康保持増進への支援	生涯を通じた健康づくりの支援 妊娠・出産に関する健康支援 健康をおびやかす問題への対策の推進
男女共同参画の実現に向けた意識改革	4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点】	男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進 多様な主体と連携した広報・啓発の推進
	5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進	教育・学習による男女平等の推進 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 性の理解・尊重のための教育・啓発の推進 若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進 メディア・リテラシーの向上
働く場における女性の活躍推進 【さがみはら女性活躍推進プラン】	1 民間における女性のキャリア形成の支援	民間における女性のキャリア形成の支援
	2 男女がともに働きやすい環境づくり 【重点】	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 職場におけるハラスメント防止のための啓発 多様な働き方への支援
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 【重点】	男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり 子育て環境の充実 介護を支える環境の整備・充実
配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 【さがみはらDV対策プラン】	1 DVに関する相談及び保護体制の充実 【重点】	相談支援の充実 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮 一時保護支援と安全確保の充実
	2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実	関係機関・団体との連携・協力体制の強化 関係機関・団体との連携による自立支援の充実
	3 DV根絶に向けた取組の推進	DV根絶に向けた意識啓発等の推進 デートDV防止に向けた意識啓発の推進

計画の内容

基本方針 あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

男女が社会の対等な構成員として、政治、行政、民間、地域、消防防災分野等、あらゆる分野に共同して参画することは、将来にわたり豊かで活力ある社会を実現していくために重要なこととなりますが、多くの分野において、女性の参画が十分であるとはいえない状況です。



自治会長及び小中学校PTA会長に占める女性の割合の推移 [相模原市]

	H29年	H30年	H31年 (R1年)
自治会	7.3%	6.4%	7.3%
小中学校PTA	30.8%	25.2%	30.8%

資料：相模原市人権・男女共同参画課調べ
 自治会は各年4月1日現在、PTAは各年6月1日現在

基本的な考え方

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な価値観をあらゆる分野に反映させていくことが必要となります。

地域社会においては、男女ともに多様な住民が様々な活動に参画し、協力して地域の課題等を解決していくことが、地域の活性化につながるものと期待されます。また、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、災害による影響を様々な立場から考慮した消防・防災体制を確立することが重要となります。

施策

施策の基本方向1 多様な価値観の反映による男女共同参画の推進【重点項目】

施策

政治・行政分野の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 民間における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 地域や団体における方針決定過程への女性の参画の拡大
 男女の地域活動・市民活動への参画促進
 消防防災分野への女性の参画の拡大

基本方針

男女共同参画の視点に立った安心な暮らしの実現

現状と課題

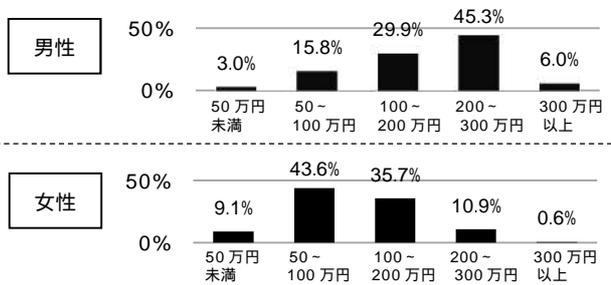
男女共同参画社会の実現に向けては、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが自立して社会に参画し、家庭や地域で安心して生活できることが重要となりますが、本市のひとり親世帯の9割を母子世帯が占めている中、母子世帯は父子世帯に比べて経済的に困難な世帯が多い傾向にあります。また、高齢化の進行、障害のある人や外国人市民の増加に加え、近年では、性的少数者への理解が十分に進んでいないこと等により、その多くが日常生活において困難を抱えている実態が明らかになってきているなど、個々の抱える問題は多様化しています。

ひとり親世帯の年収 [全国]

	母子世帯	父子世帯
平均年間収入 〔母又は父自身の収入〕	243万円	420万円
平均年間就労収入 〔母又は父自身の就労収入〕	200万円	398万円
平均年間収入 〔同居親族を含む世帯全員の収入〕	348万円	573万円

資料：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」
「平均収入」は、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額
「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入

65歳以上の男女の公的年金(国民年金及び厚生年金保険の老齢年金)年金額 [全国]



資料：厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)平成29年」

基本的な考え方

一人ひとりが置かれた状況により、課題やニーズが異なることに留意しながら、誰もがいきいきと暮らせる環境を充実させていくことが必要となります。

また、男女が互いの人権を尊重しつつ、性差に応じた健康について十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となるため、男女の身体や生活習慣の違いに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点も踏まえながら、生涯を通じて男女の健康を支援する取組や、性差に応じた健康を支援する取組を推進する必要があります。

施策

施策の基本方向2 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり【重点項目】

ひとり親家庭の生活安定と自立支援
高齢者や障害のある人の生活安定と自立支援
市民の多文化理解の促進と外国人市民が暮らしやすい環境づくり
性的少数者への理解促進と支援に向けた取組の推進

施策の基本方向3 生涯を通じた健康保持増進への支援

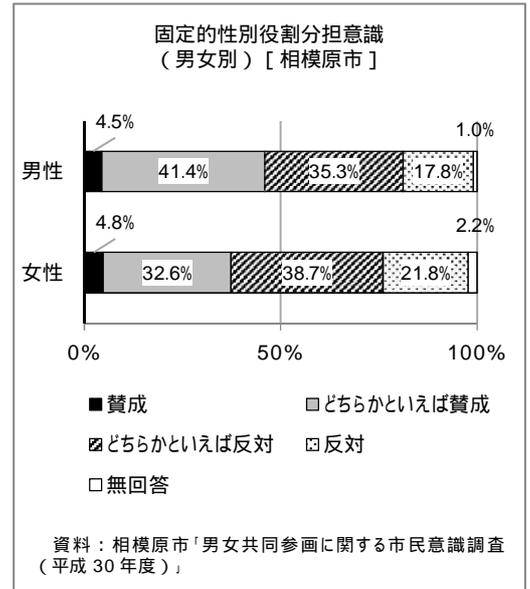
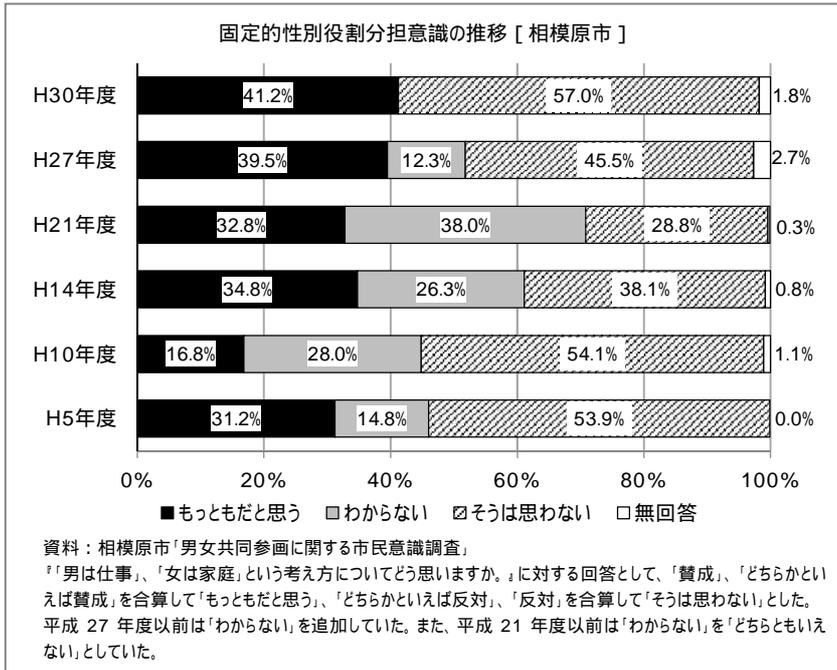
生涯を通じた健康づくりの支援
妊娠・出産に関する健康支援
健康をおびやかす問題への対策の推進

基本方針

男女共同参画の実現に向けた意識改革

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識の中に根付いた性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とする男女平等意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する理解を促進していくことが必要不可欠ですが、長い時間をかけて形成された性別による固定的な役割分担意識は引き続き存在しており、その解消は容易ではありません。



基本的な考え方

男女間での意識の差も踏まえ、男性を対象とした啓発事業を重点的に実施するなど、これまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させる必要があります。また、家庭、学校、地域等あらゆる場において、男女共同参画に対する意識の醸成を図っていくことも必要となります。

施策

施策の基本方向 4 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 【重点項目】

施策

男女共同参画の意識形成に向けた広報・啓発の推進
多様な主体と連携した広報・啓発の推進

施策の基本方向 5 教育・学習の場における男女の人権尊重と男女平等の推進

施策

教育・学習による男女平等の推進
多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
性の理解・尊重のための教育・啓発の推進
若年層を対象とした性的ビジネス被害の防止に向けた啓発の推進
メディア・リテラシー(*1)の向上

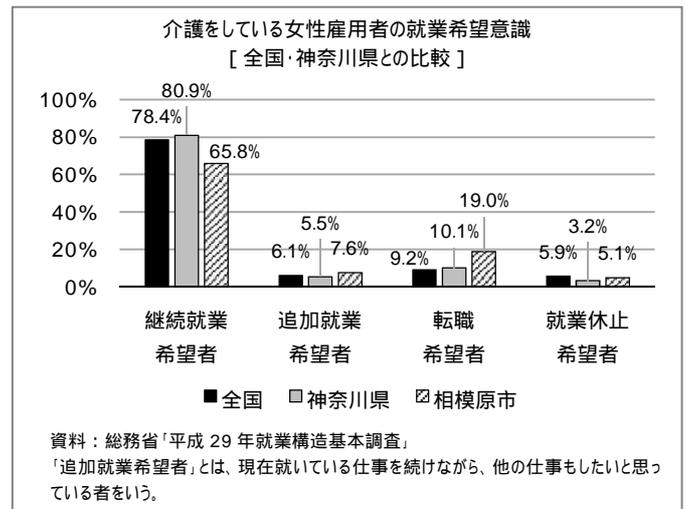
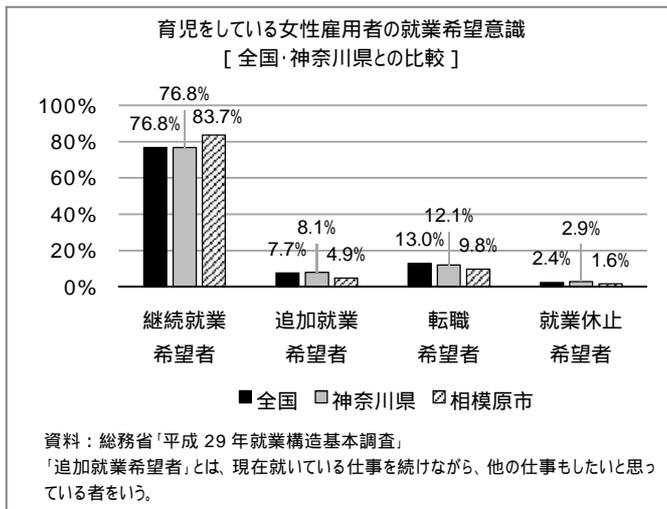
(*1)メディア・リテラシー：様々なメディアからの情報を主体的、客観的に読み解く能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力

基本方針

働く場における女性の活躍推進【さがみはら女性活躍推進プラン】

現状と課題

本市が持続的に発展し、活力を維持していくためには、性別等にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、職場や家庭等あらゆる場面において活躍することのできる社会の構築が必要となりますが、本市には、就業を希望しているにもかかわらず、出産・育児等を理由として求職活動をしていない女性が多くいます。また、育児や介護をしながら働いている女性の多くが、継続して就業することを希望しています。



基本的な考え方

より一層、男女がともに働きやすい環境づくりへの支援や、子育て環境や介護を支える環境の整備、女性の多様な働き方の支援を推進していく必要があります。

また、男女がともに仕事と生活を両立し、バランスのとれた生活を送ることができるよう、事業所等に対し、さらなる意識啓発を図っていく必要があります。

施策

施策の基本方向1 民間における女性のキャリア形成の支援

施策 民間における女性のキャリア形成の支援

施策の基本方向2 男女がともに働きやすい環境づくり【重点項目】

施策 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
職場におけるハラスメント防止のための啓発
多様な働き方への支援

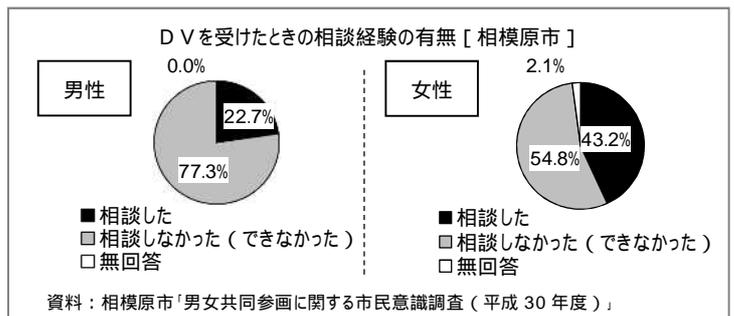
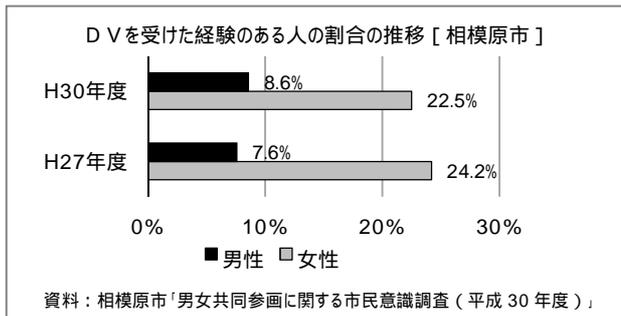
施策の基本方向3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【重点項目】

施策 男女がともに仕事と生活を両立できる環境づくり
子育て環境の充実
介護を支える環境の整備・充実

現状と課題

DV(*2)を受けた経験がある市民の割合は、平成27年度から平成30年度にかけておおむね横ばいで推移しており、平成30年度における女性の被害経験者は、男性の約2.6倍となっています。

また、DVを受けた経験がある市民のうち、男女ともに半数以上が相談しなかった(できなかった)状況にあり、性別で見ると、男性が相談しなかった(できなかった)割合が高くなっています



基本的な考え方

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍することを目指す男女共同参画社会の実現を大きく妨げるものです。

このため、DV根絶に向け、あらゆる世代への意識啓発を図るなど、暴力を容認しない社会を目指す必要があります。

また、男女を問わず、被害者が安心して身近な相談窓口で相談できるよう、DV相談窓口をより一層周知するとともに、相談支援の内容を充実させることが必要となります。

さらに、被害者の中には、外国人、高齢者、障害のある人等、様々な背景を有する者が含まれていることや、児童虐待、貧困等の問題を抱えている者もいることから、被害者の置かれている状況や希望する支援内容が多様化・複雑化してきていることにも留意しながら、関係機関や団体等との連携・協力を密にし、支援を行う必要があります。

施策

施策の基本方向1 DVに関する相談及び保護体制の充実【重点項目】

- 施策 相談支援の充実
- 外国人・高齢者・障害のある人等への配慮
- 一時保護支援と安全確保の充実

施策の基本方向2 関係機関・団体との連携・協力及び自立支援の充実

- 施策 関係機関・団体との連携・協力体制の強化
- 関係機関・団体との連携による自立支援の充実

施策の基本方向3 DV根絶に向けた取組の推進

- 施策 DV根絶に向けた意識啓発等の推進
- デートDV(*3)防止に向けた意識啓発の推進

(*2) DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者等からの暴力
 (*3) デートDV：交際相手からの暴力

数値目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実効性のあるものとし、施策の推進状況をより明確にするため、基本方針ごとに成果指標を設定します。

基本方針	指標 番号	指標項目	基準値 (年度)	目標値 (R9年度)
基本方針 あらゆる分野における 男女共同参画の推進	1	市の審議会等における女性の割合	33.9% (H30)	40.0%
	2	市職員における管理職（課長級以上）に占める女性の割合（教職員を除く。）	18.8% (H31)	30.0%
	3	教職員の管理職（校長・副校長）に占める女性の割合	35.5% (H31)	40.0%
	4	自治会長に占める女性の割合	7.3% (H31)	10.0%
基本方針 男女共同参画の視点 に立った安心な暮らし の実現	5	児童扶養手当の受給開始後5年経過者の就労している割合	84.1% (H30)	86.0%
	6	自分が健康であると感じている市民の割合	81.4% (R1)	84.3%
基本方針 男女共同参画の実現 に向けた意識改革	7	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方に反対する市民の割合	57.0% (H30)	80.0%
基本方針 働く場における女性の 活躍推進 【さがみはら女性活躍 推進プラン】	8	事業所における女性管理職の割合	15.0% (H28)	22.0%
	9	職場環境における男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合	18.8% (H30)	30.0%
	10	男性の育児・介護休業の取得について、取得した方がよいと考える市民の割合	90.2% (H30)	基準値を 上回る
基本方針 配偶者等に対する 暴力の根絶と 被害者への支援 【さがみはらDV 対策プラン】	11	夫婦（パートナー）間・交際相手間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	74.2%	90.0%
		【身体的暴力】 平手で打つ	48.9%	65.0%
		【精神的暴力】 何を言っても長時間無視し続ける	55.7%	70.0%
【社会的暴力】 交友関係や電話・メールなどを細かく監視する		70.6%	85.0%	
【経済的暴力】 家計に必要な生活費を渡さない		70.7%	85.0%	
【性的暴力】 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる いやがっているのに性的な行為を強要する	84.7% (H30)	95.0%		
12	DVに関わる相談場所を知っている市民の割合	68.2% (H30)	76.0%	
13	DV被害にあった際、相談した市民の割合	37.6% (H30)	50.0%	

第3次さがみはら男女共同参画プラン 推進体制図

男女共同参画社会の実現

『第3次さがみはら男女共同参画プラン』の推進

施策の実施

点検・評価
年次報告書の作成

公表

施策へのフィードバック

相模原市

相模原市男女共同参画審議会

諮問・報告等

答申・評価等

事務局（人権・男女共同参画課）

< 庁内体制 >

男女共同参画・
女性活躍推進会議

人権・男女共同参画
職場推進員

< 相模原市立男女共同参画推進センター >
（愛称：ソレイユさがみ）
男女共同参画推進の拠点施設

< 相模原市配偶者暴力相談支援センター >
DVに関わる相談支援等

< 相模原市男女共同参画専門員 >
有識者等による男女共同参画施策の
相談・意見受付

連携・協働・協力

市民・事業所・NPO・大学等

国・神奈川県・関係機関等